また、本体事業の事業計画は、平成６年２月28日に都市計画決定され、平成22年12月13日に変更決定された都市計画とは、一部切土及び盛土形状等が相違しているものの、基本的に整合している。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は自動車交通量が多く、慢性的な交通混雑が発生していることから、できるだけ早期に交通混雑の解消を図る必要があると認められる。

また、井原市長及び国道313号整備促進期成会長より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　広島県福山市役所神辺支所

○中国地方整備局告示第七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
益田市遠田町二四〇五番一から同市須子町ロ四九一番一まで	前	BA 八・五〇～七・〇〇	八・二九五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 八・五〇～七・〇〇 九・四〇～一六二・〇〇	七・八九三 八・二九五 七・八九三	

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	益田市栄町ロ五八八番一から同市栄町ロ三九〇番三まで	中国地方整備局及び同局浜田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年一月十七日

○四国地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十一号及び百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
新居浜市船木字長野二一二〇番一から同市萩生字本郷四五二番二まで	前	BA・BC・D・E・F・G 九・二〇～一二六・三〇	四一・三〇 七・〇七二 九三一・〇〇 四・八一八	上記A・B・C・D・E・F・G・H及びIは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA・BC・D・E・F・G・H・I 九・二〇～一二六・三〇	四一・三〇 七・〇七二 九三一・〇〇 四・八一八 一一三一・八八 五・一九四	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局松山河川国道事務所

○四国地方整備局告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、四国地方整備局、同局徳島河川国道事務所及び同局土佐国道事務所において、一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十七日　四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類及び路線名　道路の位置

一般国道　三十二号　徳島県三好市池田町ウエノ地先から高知県南国市領石字市ノ坪地先まで

二　他の工作物の管理者の氏名及び住所

氏名　有限会社ナインレイヤーズ　取締役社長　菊池　豊

住所　高知県香美市土佐山田町宮ノ口一八五番地

三　他の管理者が行う管理の内容

「一般国道三十二号、三十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道三十二号、三十三号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四　管理の期間　平成二十五年十二月十六日から本協定の存続する日まで

○九州地方整備局告示第七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月十七日　九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

一　施行者の名称　大分県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十一年九州地方整備局告示第六十五号日田都市計画道路事業三・四・十三号丸山五和線

三　事業施行期間　自平成二十一年四月二十日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし